

議 第 十 三 号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による被災住宅修繕費助成条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十三年九月二十一日

提 出 者

議 員

すげの 直 子

” 嗟 峨 サダ子

” 花 木 則 彰

” ふるくぼ 和 子

” ふなやま 由 美

” 庄 司 あかり

賛 成 者

議 員

高 見 のり子

仙台市議会議長

佐藤 正昭 様

## 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による被災住宅修繕費助成

### 条例

#### (目的)

第一条 この条例は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震及びこれに引き続いて発生した余震（以下「震災」という。）により被災した住宅の修繕に係る経費の一部を助成し、もって震災による被災者の居住環境の早急な復旧を図ることを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において「住宅」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

##### 一 住宅

二 兼用住宅（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）別表第二（い）項第二号に掲げる建築物をいう。）

三 共同住宅（賃貸住宅の共用部分を除く。）

#### (住宅修繕費の助成)

第三条 市長は、次の要件のいずれにも該当するときに限り、住宅の震災により損壊した箇所の修繕（市長が別に定めるものに限る。以下この条において同じ。）を行った者（法人及び当該住宅の賃貸人を除く。）に対し、十万円を助成する。

一 当該住宅が本市の区域内に存すること

二 当該住宅が震災が発生した日に居住の用に供されていたこと

三 当該住宅に係るり災証明書（被害の程度が半壊又は一部損壊のものに限る。）の交付を受けていること

四 当該住宅が災害救助法（昭和二十二年法律第一百八号）第二十三条第一項第六号に規定する応急修理を受けていないこと又は受けることができないうこと

五 当該住宅に関し、この条例による助成を受けていないこと

六 当該修繕が建築基準法その他の法令に違反していないこと

七 当該修繕に要する費用（消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含む。）が二十万円以上であること

八 震災が発生した日において当該住宅に居住していた者（次号において「居住者」という。）が、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）に基づき本市の外国人登録原票に登録されている者であること

九 居住者が震災に関し被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項に規定する被災者生活再建支援金の支給を受けていない又は受けることができない者であること

十 その他市長が別に定める要件

#### (助成の申請)

第四条 前条の規定による助成を受けようとする者は、市長が別に定めるところにより、当該助成の申請を行わなければならない。

2 前項の申請は、平成二十五年十月三十一日までに行わなければならない。

#### (助成の決定等)

第五条 市長は、前条の申請があったときは、直ちに内容を審査し、適切と認めるときは、速やかに助成の決定をし、助成を行うものとする。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成二十三年三月十一日から適用する。

理由

平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被災した住宅のうち、住宅の応急修理制度の対象とならないものに係る修繕費用の一部を助成するため、新たに条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。